

白根大通病院 入院費用ご案内

令和7年4月1日現在

◆70歳以上の方

区 分		自己負担限度額	食事(1日につき) ^{※1}	1ヶ月(31日)あたりの負担金(約)
年収約1,160万円～		252,600円+(医療費-842,000円)×1% 「140,100円」	1,530円 (1食510円) ^{※2}	305,670円
年収約770万円～1,160万円 (現役Ⅱ)		167,400円+(医療費-558,000円)×1% 「93,000円」		223,310円
年収約370万円～770万円 (現役Ⅰ)		80,100円+(医療費-267,000円)×1% 「44,400円」		138,920円
一 般(Ⅰ・Ⅱ)		57,600円 「44,400円」		105,030円
住民税非課税	Ⅱ	24,600円	720円(1食240円) ^{※3}	46,920円
	Ⅰ	15,000円	330円(1食110円)	25,230円

◆70歳未満の方

区 分	自己負担限度額	食事(1日につき) ^{※1}	1ヶ月(31日)あたりの負担金(約)
(ア)標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 「140,100円」	1,530円 (1食510円) ^{※2}	305,670円
(イ)標準報酬月額53万～79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 「93,000円」		223,310円
(ウ)標準報酬月額28万～50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 「44,400円」		138,920円
(エ)標準報酬月額26万円以下	57,600円 「44,400円」		105,030円
(オ)住民税非課税	35,400円 「24,600円」	720円 (1食240円) ^{※3}	57,720円

○自己負担限度額の「」の金額は多数該当(過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目に該当)の場合の金額です。

○重度障がい者医療費助成受給者証をお持ちの方は、自己負担限度額に対し、1,200円/日の負担制限があります。また、減額認定証ををお持ちの場合は食費が減額されます。

○限度額適用認定証または標準負担額減額認定証を窓口に提示していただきますと、一定の限度額以上の負担は不要となります。(提示されない場合はこれまで通りの扱いとなります。)

※1 65歳以上かつA3・A4・B3病棟に入院された方は、下記の「生活療養費」の計算となります。

※2 指定難病の受給者証をお持ちの方は、**300円/1食**となる場合もあります。

※3 年間の医療機関への入院期間が90日を超えると長期入院該当となり**190円/1食**となる場合もあります。

◆生活療養費(A3・A4・B3病棟に入院する65歳以上の方)

			食費(1日につき)	居住費(1日につき)
現役並み所得者			1,530円(1食510円)	370円
一般(Ⅰ・Ⅱ)又は(ア)～(エ)			840円(1食280円)	0円
住民税非課税	Ⅱ又は(オ)	指定難病の方	720円(1食240円) ^{※2}	370円
				0円
	Ⅰ	下記に該当しない方	420円(1食140円)	370円
		医療の必要性が高い方	330円(1食110円)	370円
		老齢福祉年金受給者 指定難病の方		0円